

鹿島商工会議所専門家派遣事業実施要領

1 目的

鹿島商工会議所専門家派遣事業（以下「本事業」という。）は、小規模事業者又は創業を予定する者（以下「小規模事業者等」という。）が必要とする専門的知識を有する者（以下「専門家」という。）を直接派遣し、具体的、実践的な事項について指導を行うことにより、近時の厳しい経済環境を乗り越える小規模事業者等の人材の確保、育成することを目的とする。

2 対象者

本事業の専門家派遣の対象者は、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律に規定する小規模事業者及び創業を目指す者であつて、鹿島商工会議所管轄地域に主たる事務所又は事業所を有する者（創業に係る場合にあっては、当該地域に主たる事務所又は事業所を設置しようとする者。）とする。

【参考】商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第二条に規定する小規模事業者

常時使用する従業員数が次の業種ごとに定める人数以下の会社又は個人

ア 製造業のその他の業種 20人

イ 商業又はサービス業 5人

ウ 宿泊業及び娯楽業 20人

3 対象となる経営課題

本事業の対象となる経営課題は、小規模事業者等の自助努力のみでは解決が困難な高度・専門的な課題であり、鹿島商工会議所が、専門的見地からの支援が必要と判断した課題とする。ホームページの作成や借入申請書の作成、就業規則の作成等、派遣先小規模事業者等の業務を代わりに行うことを目的とするものは、対象としない。

4 実施主体及び実施体制

本事業の実施主体は、鹿島商工会議所とする。

5 専門家の登録

専門家の登録は、地域内の小規模事業者等の実情を勘案した上で、別に定める鹿島商工会議所専門家登録要領に基づいて行う。

6 実施方法

本事業の派遣指導は、小規模事業者等からの要請に応じて行われるものとし、一小規模事業者等当たりの派遣指導回数は、1年度当たり3回までとする。

(1) 申請

要請を受けた小規模事業者等に対する経営課題の解決支援に当たって、本事業による支援が必要と判断した鹿島商工会議所は、適切な専門家を登録専門家から選定し、当該専門家及び小規模事業者等と派遣指導日程の調整を行った上で、派遣指導申請書（様式第1号）を作成する。

(2) 決定

鹿島商工会議所は、申請内容を審査し、派遣を決定した場合は、専門家派遣指導依頼書（様式第2号）により専門家に派遣指導を依頼し、専門家派遣決定通知書（様式第3号）により派遣先小規模事業所等にその旨を通知する。

(3) 派遣指導

1回の派遣指導時間は概ね2時間とする。鹿島商工会議所の支援能力の向上を図るため及び専門家派遣の適正な執行を図るため、鹿島商工会議所は、原則として、その所属する支援担当職員を専門家に同行させるものとする。ただし、職員の同行に係る日程調整により、適時の専門家派遣が実施できなくなるなど、やむを得ない場合は、この限りではない。

(4) 実施報告

専門家は、派遣指導の実施後、すみやかに専門家派遣指導報告書（様式第4号）を鹿島商工会議所に提出する。

(5) 謝金等の請求

専門家は、派遣指導の実施後、すみやかに専門家謝金及び旅費請求書（様式第5号）を鹿島商工会議所に提出する。

(6) 謝金等の支払

(4)及び(5)の提出を受けた鹿島商工会議所は内容を確認し、「鹿島商工会議所専門家謝金及び旅費支出基準（別紙）」に基づき、専門家謝金及び旅費を支払う。

7 中小企業者に対する派遣の特例

2の規定に関わらず、鹿島商工会議所が特に必要と認め、小規模事業者等に支障のない範囲であれば、中小企業者を対象者とすることができる。

8 その他

本要領で定めるものの他、本事業の運営に関し必要な事項は、その都度鹿島商工会議所が定める。

付則 この要領は、令和6年4月1日から施行する。